

# 「民族教育権とヘイトスピーチを考える」

－ 朝鮮学校の歩み －

2015.9.5

## 1. 解放 70 年を迎えて

### 1) 在日朝鮮人の歴史

日本の朝鮮に対する植民地支配の歴史と在日朝鮮人数の推移

1875 年 朝日修好（江華島条約）締結

1910 年頃 在日一数千人

1923 年 関東大震災 6000 人の同胞虐殺

1940 年 国語（日本語）常用の強要・創氏改名（通名）

1941 年 太平洋戦争はじまる

1945 年 8 月 15 日 解放

在日一 236 万人

※ 浮島丸事件（8 月 24 日 549 名が犠牲に）

帰国出来なかった人の理由

- ① 財産の持ち出し制限
- ② 故郷の親族離散
- ③ 子どもの教育

2014 現在 約 50 万人（全在日外国人の 23.6%）

渡航の理由

- ① 徴用・徴兵・女子挺身隊・強制労働
- ② 植民地支配下の生活基盤の解体
- ③ その子孫たち

### 2) 在日朝鮮人を取り巻く最近の情勢と朝鮮総連、朝鮮学校に対する日本政府の政策

歴史修正

教科書問題

従軍慰安婦問題

史跡

→ 「反朝鮮感情」＝「国民感情」 → 朝鮮総連、朝鮮学校に対する差別・弾圧

## 2. 70 年前に始まった民族教育と朝鮮学校の今

### 1) 解放とともに始まった在日朝鮮人の民族教育の歴史（資料）

1945 年 国語（朝鮮語）講習所として民族教育が始まる

1948 年 4 月 24 日 阪神教育一朝鮮語教育を正課から外すよう指示

1949 年 10 月 朝連の強制解散・朝鮮人学校閉鎖令

1953年	5月	京都府、朝鮮学校を各種学校として認可（全国初）
1955年	5月25日	朝鮮総聯結成
1956年		朝鮮大学校創立
1957年	4月8日	共和国からの教育援助費・奨学金が送られてくる。
1959年		共和国への帰国事業はじまる。
1963年		女子生徒、チマチョゴリを制服とする。
1965年	6月22日	日韓条約締結
同年	12月	「朝鮮学校を各種学校として認可すべきでない」一文部省事務次官通達
1968年		外国人学校法案が7回国会に上程されるも1972年に廃案となる。
同年	4月	東京都、朝鮮大学校を認可
1970年		東京都の朝鮮学校に対する公的補助が始まり、全国に広がる。
1975年		すべての朝鮮学校が認可取得
1994年	3月	高体連主催の大会へ参加、承認される。
同年	4月	JR通学定期券割引率 一条校との格差なくす。
1994年		チマチョゴリ事件続出。
1998年	2月	日弁連－朝鮮人学校の資格・助成問題是正を勧告
同年	6月	国連子どもの権利委員会が大学受験資格・助成問題是正を勧告
1999年	4月	第二制服導入
2003年	10月	国立大学受験資格－大学の個別審査で認定
2005年	1月	映画「パッチギ」公開
2006年	7月5日	日本政府の経済制裁－「万景峰」号の入港禁止など
2009年	12月4日	京都朝鮮学校襲撃事件
2010年	1月	高校無償化法案、閣議決定。朝鮮学校だけが適用からはずされる。
2011年	1月	大阪府、朝鮮学校への補助金計上せず。 その後千葉県、宮城県、大阪府、神奈川県、埼玉県、広島県、 山口県などの地方自治体が朝鮮学校に対する保持預金支給 を見送るようになる。
2014年	12月	京都朝鮮学校襲撃事件裁判、勝訴。

- ※学校 ①一条校  
②専修学校  
③各種学校

## 2) 朝鮮学校の今

28 都道府県に幼・初・中・高・大学校 99校

国籍（約） 朝鮮－45%  
韓国－54%  
他－1%

< DVD >

### 3. 京都朝鮮学校襲撃事件裁判と判決の意義

#### 1) 事件の経過と本質

2009.12. 4

2010. 1.14

2010. 3.28

本質 — 民族教育に対する侵害

#### 2) 裁判の争点と勝訴の要因

争点 ① 民族教育権を守ること

② 人種差別・ヘイトスピーチを許さない

勝訴の要因

① 団結の力

② 事件に対する理論的解明と資料の提供

③ 国際社会の支持

#### 3) 裁判の意義

① 日本の公権が民族教育を実施する利益を認めた。(歴史上初)

② ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの違法性を認めた。(裁判史上初)

③ 「高校無償化」適用問題、助成金問題などに与える影響

#### 4) 朝鮮学校抹殺の3つの山

・ 1948～49年—朝鮮学校閉鎖令

・ 1965年—文部次官通達、外国人学校法案

・ 今—「高校無償化」除外

#### 5) ヘイトスピーチ問題

結びに

# 京都市中学校・日本語弁論大会

京都中高  
中級部3年

## 金愛椰さんが2位

11月1日、京都市中学校総合文化祭日本語弁論大会で「松尾杯」(2位)を受賞した京都中高中級部3年金愛椰さんの主張・「歴史を知ることであれれば」の全文は次のとおり。

「朝鮮人は日本から出ていけ！」

「朝鮮人を保健所で処分しろ！」

窓の外から聞こえたスピーカーからの声。

これは、私が小学4年生の時に、実際に経験した出来事です。

その時、私が通う京都朝鮮第1初級学校では、京都市内にある第2、第3初級学校との、交流会の真っ最中でした。

突然、外から聞こえてきたスピーカーの怒鳴り声。みんなはパニックになりました。

当時の私には、何を言っているのか全く理解できませんでしたが、私たち、朝鮮人を嫌っているのだけはわかりました。

今でもその時のスピーカーからの怒鳴り声を思い出す度、体がふるえます。

この時から私の中で、なぜ同じ人間が同じ人間を傷つけ差別するのか、なぜ朝鮮人だという理由だけで差別する人がいるのだろうという疑問が、どんどん膨らんでいきました。

その後これは、ヘイトスピーチ事件として裁判にかけられました。多くの同胞や関係者たち、多くの支援者たちによる4年間の闘いが続きました。

そしてついに今年の7月に大阪高裁で、ヘイトスピーチを差別と認定し、民族教育を保護すべきものと認めてもらえました。

私たちは泣いて喜びました。

この闘いに多くの人たちが参加していましたが、その中心メンバーの中に私の父の姿もありました。その判決が出た日、私は父が涙を流すのを見ました。

父はこの裁判に保護者の代表として、また法律に携わる者として、最初から深く関わっていました。そして、熱い思いで闘い、裁判の度に一喜一憂している姿を真近で見ていた私も、父のこの日の姿に胸が熱くなりました。

またこの裁判の陰には、弁護士を初め多くの日本の方々温かい支援がありました。私は、同じ日本人なのになぜ差別する人もいれば、支援してくださる人もいるのかと、不思議に思いました。そして、それは正しい歴史を知っているか知らないかの違いから、おこっているのではないかと思います。私たち、在日朝鮮人がなぜここにいるのか、その歴史を知った上で互いにわかりあえれば、もっと優しい社会になれると思います。

今、世界には数えきれないほどの人種が、それぞれの文化を守りながら生きています。排除でなく共存する社会を目指して、私たち若い世代から新しい芽を育てていきましょう。

「歴史を知ることであれれば」

第2回 人種差別撤廃(条約)委員会の総括所見 2010年3月16日

13. 締約国が提供した説明に留意しつつも、委員会は条約第4条(a)(b)の留保を懸念する。委員会はまた、韓国・朝鮮学校に通う子どもたちなどの集団に向けられる露骨で粗野な発言と行動の相次ぐ事件と、特に部落民に向けられたインターネット上の有害で人種差別的な表現と攻撃に懸念をもって留意する。

委員会は、人種の優越あるいは憎悪に基づく意見の流布の禁止は意見および表現の自由と両立するという見解を繰り返す、そしてこの点において、締約国に、条約第4条(a)(b)の留保の範囲の縮小と望ましくは撤回を前提に、留保の維持の必要性を検討することを奨励する。委員会は、表現の自由の権利の行使は、特別な義務と責任、特に人種差別的な意見を流布しないという拘束を伴うことを想起し、締約国に、条項の非自動執行性をかんがみて、第4条は義務的性質を有しているとした委員会の一般的勧告7(1985年)と15(1993年)を考慮するよう再び要請する。委員会は締約国に以下を勧告する：

- (a) 第4条のもとでの差別禁止の規定を完全実施するために法律の欠如を矯正すること、
- (b) 関連する憲法、民法および刑法の規定が、憎悪に満ちた人種主義的発現を対処するさらなる手段を介して、とりわけ関係者を調査して処罰する取り組みを強化することにより、効果的に実施されるように保障すること、そして
- (c) 人種主義的意見の流布に対する敏感さと意識を高めるキャンペーンを強化し、インターネット上での憎悪発言と人種主義的宣伝など人種差別が動機とされる違法行為を防ぐこと。

16. 帰化申請者も含め、締約国における外国人居住者の数の増加に関心をもって留意しつつ、委員会は、前回勧告で表明した、個人の名前は文化的および民族的アイデンティティの基本的側面であり尊重されなければならないという意見を繰り返す。この点において、委員会は、帰化のために、申請者が自由な選択の行為というよりも差別のおそれから名前を変えることが続いていることに懸念を表明する。

22. 委員会は、2言語を話す相談員や7言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進するために締約国が払ってきた努力を、評価をもって留意する。しかし、委員会は、教育制度のなかで人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることに遺憾の意を表明する。さらに、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。

- (a) アイヌの子どもまたは他の民族集団の子どもが、自己の言語を用いた、または自己の言語についての、指導を受ける機会が十分でないこと。
- (b) 締約国において、外国人の子どもには義務教育の原則が、日本が締約国である、本条約第5条、「児童の権利に関する条約」第28条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第13条(2)に適合する形で全面的には適用されていないという事実。
- (c) 学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害。
- (d) 締約国に居住する外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫および中国出身者の子孫のための学校が、公的支援、助成金、税の免除に関して差別的な取り扱いを受けていること。
- (e) 締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度(第2条、第5条)。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告 30（2004 年）に照らし、締約国に対し、教育機会の提供において差別がないよう確保すること、ならびに、締約国の領域内に居住する子どもが就学および義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。この点に関して、委員会は、また、締約国が、外国人のための多様な学校制度の調査研究や、国の公立学校制度の枠外に設置された代替的な制度が望ましいかどうかの調査研究を行なうよう勧告する。委員会は、締約国に対し、マイノリティ集団が自己の言語を用いた、または自己の言語の指導を受ける十分な機会を提供することを検討すること、および、締約国がユネスコ教育差別禁止条約への加入を検討するよう求める。

### 第 3 回 子どもの権利条約の総括所見 2010 年 6 月 11 日

72. 委員会は、中国系、北朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であることを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があることも懸念する。

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。

87. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

### 第 3 回 社会権規約委員会の総括所見 2013 年 5 月 17 日

27. 委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。（第 13 条、第 14 条）

差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。

28. 委員会は、多数の外国人児童が学校に通っていないことに、懸念をもって留意する。（第 13 条、第 14 条）

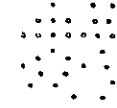
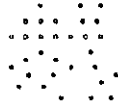
委員会は、締約国に対し、義務教育の状況の監視を、法律上の地位に関わらず締約国の領域内にいるすべての子ども（国民ではない子どもを含む）に対して適用するよう促す。

### 第 6 回 自由権規約委員会の総括所見 2014 年 7 月 24 日

#### ヘイト・スピーチと人種差別

12. 委員会は、朝鮮・韓国人、中国人または部落民などのマイノリティ集団の構成員に対する憎悪と差別を扇動している広範囲におよぶ人種主義的言説と、これらの行為に対する刑法と民法上の保護の不十分さに懸念を表明する。委員会はまた、許可されて行われる過激論者による示威行動の多さ、外国人生徒・学生を含むマイノリティに対するハラスメントと暴力、民間施設における「ジャパニーズ・オンリー」などの看板・張り紙を公然と表示することにも懸念を表明する。（2 条、19 条、20 条、及び 27 条）締約国は、差別、敵意または暴力の扇動となる、人種的優越または憎悪を唱えるあらゆる宣伝を禁止すべきであり、またそのような宣伝を広めることを意図した示威行動を禁止すべきである。

12/10



平成26年(オ)第1539号

平成26年(受)第1974号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成25年(ネ)第3235号街頭宣伝差止め等請求事件について、同裁判所が平成26年7月8日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第1審判決主文第4項(1)及び15頁22行目並びに原判決3頁25行目に「上小栗栖丸山」とあるのをいずれも「小栗栖丸山」と更正する。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備

・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

なお、第1審判決及び原判決には明白な誤りがあるので、職権により主文のとおり更正する。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成26年12月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	山	崎	敏	充
裁判官	岡	部	喜	代
裁判官	大	谷	剛	彦
裁判官	大	橋	正	春
裁判官	木	内	道	祥

(7)

学校法人京都朝鮮学園  
最高裁決定を受けてのコメント

2014. 12. 10

京都地裁司法記者クラブ 御中

このたび、最高裁決定により高裁判決が維持されたことについて、在日朝鮮人の民族教育の実践と、そこで学ぶ子どもたちの安全を守ろうとする日本司法の毅然とした態度の表れとして歓迎いたします。

在日朝鮮人の70年に及ぼうとする民族教育の歴史において、今回の判決は極めて大きな意義があります。歴史をふり返りますと、日本の公権は、今まで私たちの民族教育権を否定し続け、民族学校を弾圧し続けてきました。それゆえ、地裁の審理に始まる今回の裁判手続で、公権の一翼を担う裁判官たちが、公平な立場から、民族教育の実践に関する膨大な証拠資料を検討し、法廷証言を通して父母や教員たちの強い思いに触れたこと、さらには、慎重な審理を経た結論として、在日朝鮮人が民族教育を行う利益を正当なものと認め、日本の法の下で保護される対象と判断したことは、私たちにとってはもちろんのこと、日本社会の歴史の上でも画期的な一歩であると評価しております。これから、京都のみならず全国において、朝鮮学校を守り、発展させる運動において重要な足がかりとなることが期待されます。

2009年12月から今日まで、私たち当事者にとっては、司法手続に対する期待と不安が交差する5年の長い時が過ぎました。本件の一番の被害者は、学ぶ権利が侵された子どもたちです。子どもたちの明るい笑顔を取り戻すために、私たちは努めてまいりました。

今日、日本のみならず世界各国において、社会に横行するヘイトクライムやヘイトスピーチに警鐘を鳴らす運動が広がりを見せています。私たちは、今回の最高裁判断を契機に、日本全国の朝鮮学校に通う児童・生徒が、朝鮮人の民族的誇りを育み、また社会の一員としての自覚を持った人材として成長していく学習環境を守っていくため、今まで以上に努力していく所存です。

在日朝鮮人に対する差別や偏見が根強くある中、正しい裁きをしてくださった裁判官たちに謝意と敬意を表します。

また、この間、子どもたちにあたたかく寄り添い、私たちの運動を力強く支援してくださった多くの皆さんに、心から感謝いたします。

以上



報道機関 各位

学校法人京都朝鮮学園・弁護士コメント

今般、最高裁決定により判決が確定したことは、京都の学校のみならず、日本全国の朝鮮学校で、明るく元気に学んでいる子どもたちの安心につながる。大阪高裁判決は、単に差別街宣の悪質性を論じるのみならず、民族教育を受ける利益の重要性にも言及し、差別に屈せず民族教育の充実に尽力している教職員、父母、その他関係者のみなさんを勇気づけてきた。今般、最高裁においても高裁判決が維持され確定したことは、大きな社会的意義を有するものである。

約5年の長きにわたる司法手続のなかで、父母や教員など学校当事者が大きな犠牲を払って、ようやく獲得された司法判断であることを忘れてはならない。動画上映によって事件当時の絶望感を思いだし、自らの心の傷を証言する辛さを感じ、そして、法廷においてさえも無反省な被告らのヘイトスピーチに晒され続ける二次被害を受け続けながらも、民族教育を守る一心で団結し、覚悟と決意により勝ち取られた高裁判決であった。

他方で、司法作用が、ヘイト被害からの回復に向けてできることには限界がある。ヘイト街宣がますます拡散・蔓延しつつある昨今、被害者は日本社会に対する不信を拭えず日々の安全に大きな不安に晒されているといえる。一連の司法判断は日本社会の姿勢を示すという観点で大きな一歩ではあるものの、被害救済として未だ十分とはいえない。今回の最高裁決定を受け、日本社会がヘイト街宣や差別の問題についてどのように対峙していくのか、私たち一人一人の行動が問われる段階となろう。また、本件の民事判決が注目を集めた背景には、これに先立つ刑事司法において、際だった機能不全があったことを忘れてはならない。警察の対応が被害の長期化、深刻化を招いたことについて、改めて十分な検証が行われる必要がある。

なお、「表現の自由」論については、最高裁判所も、被告らの「政治的表現であった」などとする弁明に惑わされることなく、人種差別という本件行為の本質を見据えた地裁・高裁判決を維持したものであり、今後の同種ヘイト事案における審理にも先例として影響を与えていくものと評価する。

民族教育の実践への理解と、ヘイトクライム被害の深刻さへの理解は、民族的自尊心の保護というキーワードで共通し、コインの表裏の関係にある。京都地裁判決、大阪高裁判決については、人種差別撤廃条約の適用も含めて世論・報道機関の圧倒的支持を受け、法律学の論文においても堅実な評価を得てきたものであるが、今回、最高裁においてもこの判断が維持されたことを受け、民族教育の取り組みを発展させ、人種差別を許さない社会を作っていく取り組みを一層加速させる効果が期待される。

以上